

遊歩道案内看板設置工事（巣栗溪谷） 仕様書

1 工事名

遊歩道案内看板設置工事（巣栗溪谷）

2 工事目的

武石地域の代表的な景勝地である巣栗溪谷については、経年劣化に加え令和元年東日本台風により、遊歩道等被害を受け景勝地として大きなダメージを受けた。

台風災害以降、景勝地としての復活を目指し、遊歩道等の復旧工事をすすめ、令和5年度末をもって完了した。

しかしながら導線は確保できたものの、既存の案内看板はデザインも統一感がなく老朽化が進んでいる状況で、地域課題となっている有望な観光資源が活かしきれない現状を解決することを目的に、新たな案内看板の設置を行うものである。

3 工事期間

契約締結日から令和9年3月8日まで

4 履行場所

上田市武石上本入地域 巣栗溪谷（別紙「位置図」参照）

5 工事内容

（1）設置看板のデザイン提案

ア 全体案内看板（別紙位置図 赤①②③④）

① サイズ W 1,800 mm×H 700 mm（パネルのみ）

② ③サイズ W 2,600 mm×H2,600 mm

④ サイズ W 1,800 mm×H1,500 mm

デザイン 巣栗溪谷全体の観光施設や景勝地の名称等が表記され各施設、景勝地までの距離（発注者から指示）が分かるもので、誘客に繋がる案内看板のデザインとする。また、地域資源の景観に配慮したデザインとすること。

材質 生木以上の耐久性を有し、より長寿命化の図れる材質とする。

イ 景勝地、名所の名称表記看板（名称サイン①お仙ヶ狭）

サイズ W 600mm×H 400mm（写真 地面から 1,500 mm）

デザイン 巢栗溪谷の名所がわかり、観光 PR に繋がる案内看板を作成する。
また、地域資源の景観に配慮したデザインとすること。

材質 生木以上の耐久性を有し、より長寿命化の図れる材質とする。

その他 名称は別紙で表記

ウ 遊歩道内の誘導看板（別紙位置図 赤△①～⑦）

サイズ 既存看板を参考に適宜提案すること。

デザイン 新たなデザイン、表示内容を提案すること。
（表記については別途指示）

材質 生木以上の耐久性を有し、より長寿命化の図れる材質とする。

※ サイズについては大筋の目安とする。

（２） 看板の設置及び撤去

既存看板の撤去および廃棄は適正に処分すること。

設置については、支柱は防腐・防錆等の対策を施し屋外で長期間の使用に耐えうるものとする。

既存看板の撤去、運搬及び処分並びに新規看板の設置に要する一切の費用は、契約金額に含むものとする。

（３） ア～ウの提案看板のイメージ図等の添付（様式第２号提案書に含む）

各種看板の規格がわかる設計図及びイメージが分かる図、写真等を添付すること。

様式等は任意とする。

（４） 工事スケジュール（様式第２号提案書に含む）

着手から工事終了までのスケジュールを明示すること。

（５） デザインの提供

必要に応じ、発注者が所有し提供可能な写真等を提供するものとする。

（６） 設置場所の選定

設置場所の詳細については、発注者、受注者立会いにより、現地確認後に決定する。なお、設置位置の変更により施工方法、工程又は費用に著しい変更が生じる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(7) 仕様書に明記の無い提案事項

本仕様書に明記のない事項であっても、予算上限額の範囲内であれば、提案者からの創意工夫による追加提案を妨げない。ただし、当該提案を採用するか否かは、発注者が最終的に決定するものとする。

6 工事完成後の成果品納入と完了報告

本工事が完成したときは、以下の成果品及び工事完了報告書（任意）を作成し、期限までに納入すること。

ア 提出成果品

(1) 看板デザインの電子データ一式

編集可能な元データ、印刷用 PDF データ、使用した写真その他の画像データ及び使用フォントに関する情報を含むものとする。データ形式及び提出方法は、発注者と受注者が協議の上決定する。

(2) 完了報告書紙媒体2部（竣工届、着前竣工及び不可視部分の写真を含む）

(3) その他、工事に係る関係書類については発注者より指示する。

イ 提出期限

令和9年3月8日 17:00 期限厳守

ウ 提出先

〒386-0592 長野県上田市下武石 742 番地 上田市武石地域自治センター産業観光課

7 検査

工事完成時に完成検査を行う。検査において合格と認められない場合は、受注者は発注者の指示のもと、速やかに補修工事を行うこと。なお、補修工事に係る費用は受注者の負担とする。

8 著作権・肖像権

- (1) 受注者は、成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権及びその他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (2) 成果物に係る著作権は、第三者が従前から保有する権利を除き、成果物の引き渡しをもって発注者に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、発注者及び発注者が指定する者に対し、成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 発注者は、成果物を複製、改変、増刷、公衆送信及びその他事業目的のために

利用できるものとする。

- (5) 第三者が著作権、肖像権及びその他の権利を有する写真、イラスト、フォント、及びその他の素材を使用する場合は、受注者の責任と費用において、発注者がその責任と費用において対処すること。
- (6) 成果物について第三者との間に紛争等が生じた場合は、受注者がその責任と費用において対処すること。

9 留意事項

- (1) 本工事の実施にあたり、本仕様書の記載内容に疑義が生じたときや本仕様書により難い事由が生じたとき、または、本仕様書に記載のない細部については、都度、担当職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結できるものとし、契約内容等については、協議によって提案内容を変更又は修正する場合がある。
- (3) 受注者は、契約締結後ただちに工事完成までのスケジュール表を作成し、発注者に提出すること。

10 問い合わせ先

上田市役所 武石産業観光課 農林振興係

電話番号 0268-85-2828 FAX0268-85-2313 e-mail: tsangyo@city.ueda.nagano.jp